

令和6年9月20日

保護者の皆様へ

周南市教育委員会
教育長 厚 東 和 彦
周南市立 須々万中学校
校長 河 辺 哲 也

「家族でやま学の日」について

仲秋の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に、御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、山口県では、令和6年度から「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の一環として、県内の公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に通う子どもたちが、休業日以外でも、家族とともに、校外で体験や探究の学び・活動を行うことができる「家族でやま学の日」を導入し、休暇を家族で過ごせる仕組みを構築することとしています。

つきましては、周南市においても「家族でやま学の日」の取組を下記のように実施しますので、取組の趣旨を御理解の上、御活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 「家族でやま学の日」とは

県内の公立学校に通う子どもたちが、休業日以外に、保護者とともに、校外で、体験や探究の学び・活動を考え、企画し、実行することができる日のことです。

2 活用について

- (1) 保護者が、原則として前日までに学校長に申請することで、同一年度内で3日まで、「家族でやま学の日」を活用することができます。
- (2) 「家族でやま学の日」活用の前週水曜日までに（活用の前週木曜日または金曜日が祝日等の場合は、前週火曜日までに）申請書を学校に提出すれば、給食を停止することができます。それ以降の申請になると、給食停止はできません。
- (3) 活用日については、出席停止等と同様の扱いとなり、欠席扱いにはなりません。
- (4) 活用に伴い受けられなかった授業の学習内容は、家庭学習で補っていただきますよう、お願いします。

3 令和6年度活用可能期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

4 その他

- (1) 行事の円滑な実施等を目的に、「活用が望ましくない日」を定めている場合があります。行事がある日に活用を考えている場合は、事前に学校にご相談ください。
- (2) 「申請書」は、各学校から受け取ってください。
- (3) 詳しくは、下記連絡先までお尋ねください。

【問い合わせ】周南市立須々万中学校

教頭 岡崎 剛（TEL0834-88-0021）